

令和元年度

政務活動費出納簿

合計

月	収入	支 出								残高		
		調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費		人件費	支出計
4月	250,000	20,000						42,138	2,827			
5月	500,000	20,000						63,587	8,434			
6月		20,000					7,440	45,747	11,298			
7月	750,000	58,655						45,493	15,606			
8月		23,000				6,493		50,467	11,092			
9月		32,887				3,868	6,820	52,209	8,907			
10月	750,000	20,000						45,747	5,196			
11月		67,080				3,868		57,035	3,172			
12月		66,557				1,934		50,722	17,626			
1月	750,000	20,000				1,934		51,462	9,012			
2月		20,000					6,300	55,010	11,579			
3月		87,966				39,388		65,661	41,828			865,235
合計	3,000,000	456,145				57,485	20,560	625,278	146,577	828,720	2,134,765	

【様式例(パソコン用)】

令和元年度

政務活動費出納簿

4月分

期日	摘要	算出方法等	収入	支							支出計	領収書等の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費			
3月5日	自動車リース料(4月約定分)	45,350円×50% →上限20,000円		20,000								20,000	4-1
4月7日	4月分携帯電話料金(NTT)	5,844円×30/31日×50%									2,827	2,827	4-2
4月8日	事務所灯油代(智頭石油)	1,820円×90%								1,638		1,638	4-3
4月10日	第1・四半期交付分(4月分)		250,000										
4月26日	4月分補助職員賃金												4-4
4月30日	4月分議員事務所賃借料	45,000円×90%								40,500		40,500	4-5
4月計			250,000	20,000						42,138	2,827		

令和元年度

政務活動費出納簿

5月分

期日	摘要	算出方法等	収入	支									領収書等の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計
5月7日	自動車リース料(5月約定分)	45,350円×50% →上限20,000円		20,000									20,000	5-1
5月10日	第1-四半期交付分		500,000											
5月10日	5月分携帯電話料金(NTT)	5,832円×50%									2,916		2,916	5-2
5月11日	4月分事務所電気料金(中国電力)	11,052円×(26/29日×50%+2/29日×90%)								5,639			5,639	5-3
5月11日	4月分事務所電話代(NTT)	7,443円×30/31日×50%									3,601		3,601	5-4
5月13日	4月分事務所水道代(智頭町)	2,050円×90%								1,845			1,845	5-5
5月13日	4月分事務所公共下水道代(智頭町)	3,780円×90%								3,402			3,402	5-6
5月17日	白封筒(@158円×5)	790円×90%									711		711	5-7
5月22日	コピー用紙A4(@268円×5)	1,340円×90%									1,206		1,206	5-9
5月31日	5月分事務所電気料金(中国電力)	7,727円×90%								6,954			6,954	5-11
5月31日	5月分事務所水道代(智頭町)	2,050円×90%								1,845			1,845	5-12
5月31日	5月分事務所公共下水道代(智頭町)	3,780円×90%								3,402			3,402	5-13
5月31日	5月分補助職員賃金													5-14
5月31日	5月分議員事務所賃借料	45,000円×90%								40,500			40,500	5-15
5月計			500,000	20,000						63,587	8,434			

令和元年度

政務活動費出納簿

6月分

期日	摘要	算出方法等	収入	支 出										領収書等の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計		
6月4日	6月定例議会一般質問案内ハガキ									6,820				6,820	6-1
6月4日	6月定例議会一般質問案内ハガキ									620				620	6-2
6月5日	自動車リース料(6月約定分)	45,350円×50% →上限20,000円		20,000										20,000	6-3
6月8日	6月分携帯電話料金(NTT)	5,819円×50%										2,909		2,909	6-4
6月10日	5月分事務所フレッツ光(NTT)	2,538円×90%										2,284		2,284	6-5
6月10日	5月分事務所電話代(NTT)	6,784円×90%										6,105		6,105	6-6
6月24日	6月分事務所水道代(智頭町)	2,050円×90%									1,845			1,845	6-7
6月24日	6月分事務所公共下水道代(智頭町)	3,780円×90%									3,402			3,402	6-8
6月28日	6月分補助職員賃金														6-9
6月30日	6月分議員事務所賃借料	45,000円×90%									40,500			40,500	6-10
6月計				20,000						7,440	45,747	11,298			

令和元年度

政務活動費出納簿

7月分

期日	摘要	算出方法等	収入	支 出									領収書等の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計
7月5日	自動車リース料(7月約定分)	45,350円×50% →上限20,000円		20,000									20,000	7-1
7月7日	7月分携帯電話料金(NTT)	5,815円×50%									2,907		2,907	7-2
7月9日	6月分事務所電気料金(中国電力)	5,548円×90%								4,993			4,993	7-3
7月9日	6月分事務所電話代(NTT)	7,076円×90%									6,368		6,368	7-4
7月10日	4・5月分ガソリン代(智頭石油)	57,311円×50%		28,655									28,655	7-5
7月10日	第2・四半期交付分		750,000											
7月19日	鳥取県緑化推進委員会会費			10,000									10,000	7-6
7月30日	7月分議員事務所賃借料	45,000円×90%								40,500			40,500	7-7
7月31日	7月分事務所電話代(NTT)	7,035円×90%									6,331		6,331	7-8
7月31日	7月分補助職員賃金													7-9
7月計			750,000	58,655						45,493	15,606			

令和元年度

政務活動費出納簿

8月分

期日	摘要	算出方法等	収入	支 出									領収書等の番号		
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計	
8月2日	7月分事務所電気料金(中国電力)	5,245円×90%									4,720			4,720	8-1
8月5日	自動車リース料(8月約定分)	45,350円×50% →上限20,000円		20,000										20,000	8-2
8月7日	8月分携帯電話料金(NTT)	5,823円×50%										2,911		2,911	8-3
8月9日	7月分事務所水道代(智頭町)	2,050円×90%									1,845			1,845	8-4
8月9日	7月分事務所公共下水道代(智頭町)	3,780円×90%									3,402			3,402	8-5
8月9日	7月分事務所フレッツ光(NTT)	2,538円×90%										2,284		2,284	8-6
8月14日	8月分事務所電話代(NTT)	6,553円×90%										5,897		5,897	8-7
8月21日	青少年育成鳥取県民会議会費			3,000										3,000	8-8
8月30日	新聞購読料(朝日・読売) (山中新聞店)							6,493						6,493	8-9
8月30日	8月分補助職員賃金														8-10
8月31日	8月分議員事務所賃借料	45,000円×90%									40,500			40,500	8-11
8月計				23,000				6,493		50,467	11,092				

令和元年度

政務活動費出納簿

9月分

期日	摘要	算出方法等	収入	支									領収書等の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計
9月3日	6月分ガソリン代(智頭石油)	25,775円×50%		12,887									12,887	9-1
9月3日	8月分事務所電気料金(中国電力)	7,180円×90%								6,462			6,462	9-2
9月3日	8月分事務所水道代(智頭町)	2,050円×90%								1,845			1,845	9-3
9月3日	8月分事務所公共下水道代(智頭町)	3,780円×90%								3,402			3,402	9-4
9月3日	7月・8月分新聞購読料(聖教新聞)	1,934円×2月分						3,868					3,868	9-5
9月5日	自動車リース料(9月約定分)	45,350円×50% →上限20,000円		20,000									20,000	9-6
9月8日	9月分携帯電話料金(NTT)	6,097円×50%									3,048		3,048	9-7
9月14日	9月分事務所電話代(NTT)	6,510円×90%									5,859		5,859	9-8
9月18日	9月定例議会一般質問案内ハガキ								6,820				6,820	9-9
9月30日	9月分補助職員賃金													9-10
9月30日	9月分議員事務所賃借料	45,000円×90%								40,500			40,500	9-11
9月計				32,887				3,868	6,820	52,209	8,907			

令和元年度

政務活動費出納簿

10月分

期日	摘要	算出方法等	収入	支 出									領収書等の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計
10月8日	10月分携帯電話料金(NTT)	5,824円×50%									2,912		2,912	10-1
10月10日	9月分事務所フレッツ光(NTT)	2,538円×90%									2,284		2,284	10-2
10月10日	9月分事務所水道代(智頭町)	2,050円×90%								1,845			1,845	10-3
10月10日	9月分事務所公共下水道代(智頭町)	3,780円×90%								3,402			3,402	10-4
10月10日	第3・四半期交付分		750,000											
10月17日	自動車リース料(10月約定分)	45,350円×50% →上限20,000円		20,000									20,000	10-5
10月30日	10月分補助職員賃金													10-6
10月30日	10月分議員事務所賃借料	45,000円×90%								40,500			40,500	10-7
10月計			750,000	20,000						45,747	5,196			

令和元年度

政務活動費出納簿

11月分

期日	摘要	算出方法等	収入	支									領収書等の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計
11月5日	自動車リース料(11月約定分)	45,350円×50% →上限20,000円		20,000									20,000	11-1
11月7日	11月分携帯電話料金(NTT)	6,344円×50%										3,172	3,172	11-2
11月7日	9月分事務所電気料金(中国電力)	6,274円×90%								5,646			5,646	11-3
11月10日	9月・10月分新聞購読料 (聖教新聞)							3,868					3,868	11-4
11月13日	10月分事務所電気料金(中国電力)	6,199円×90%								5,579			5,579	11-5
11月13日	10月分事務所水道代(智頭町)	2,050円×90%								1,845			1,845	11-7
11月13日	10月分事務所公共下水道代 (智頭町)	3,850円×90%								3,465			3,465	11-8
11月19日	ANAチケット鳥取-東京間(往復分)			46,580									46,580	11-9
11月19日	浜松町→第二ターミナル (モノレール浜松町)			500									500	11-10
11月29日	11月分補助職員賃金													11-11
11月30日	11月分議員事務所賃借料	45,000円×90%								40,500			40,500	11-12
11月計				67,080				3,868		57,035	3,172			

令和元年度

政務活動費出納簿

12月分

期日	摘要	算出方法等	収入	支							支出計	領収書等の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費			
12月3日	10月分事務所電話代(NTT)	6,914円×90%									6,222	6,222	12-1
12月5日	自動車リース料(12月約定分)	45,350円×50% →上限20,000円		20,000								20,000	12-2
12月8日	12月分携帯電話料金(NTT)	5,951円×50%									2,975	2,975	12-3
12月10日	11月分新聞購読料(聖教新聞)						1,934					1,934	12-4
12月12日	11月分事務所電気料金(中国電力)	5,418円×90%							4,876			4,876	12-5
12月12日	11月分事務所フレッツ光(NTT)	2,563円×90%									2,306	2,306	12-6
12月12日	11月分事務所水道代(智頭町)	2,090円×90%							1,881			1,881	12-7
12月12日	11月分事務所公共下水道代(智頭町)	3,850円×90%							3,465			3,465	12-8
12月16日	11月分事務所電話代(NTT)	6,804円×90%									6,123	6,123	12-9
12月20日	7月・8月・9月・10月分ガソリン代(智頭石油)	93,114円×50%		46,557								46,557	12-10
12月27日	12月分補助職員賃金												12-11
12月31日	12月分議員事務所賃借料	45,000円×90%							40,500			40,500	12-12
12月計				66,557				1,934	50,722	17,626			

令和元年度

政務活動費出納簿

1月分

期日	摘要	算出方法等	収入	支									領収書等の番号		
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計	
1月6日	12月分事務所電話代(NTT)	6,723円×90%										6,050		6,050	1-1
1月6日	12月分事務所水道代(智頭町)	2,090円×90%										1,881		1,881	1-2
1月6日	12月分事務所公共下水道代(智頭町)	3,850円×90%										3,465		3,465	1-3
1月6日	自動車リース料(1月約定分)	45,350円×50% →上限20,000円		20,000										20,000	1-4
1月10日	1月分携帯電話料金(NTT)	5,924円×50%										2,962		2,962	1-5
1月10日	12月分事務所電気料金(中国電力)	6,240円×90%										5,616		5,616	1-6
1月10日	12月分新聞購読料(聖教新聞)							1,934						1,934	1-7
1月10日	第4・四半期交付分		750,000												
1月31日	1月分補助職員賃金														1-8
1月31日	1月分議員事務所賃借料	45,000円×90%										40,500		40,500	1-9
1月計			750,000	20,000				1,934		51,462	9,012				

令和元年度

政務活動費出納簿

2月分

期日	摘要	算出方法等	収入	支								領収書等の番号			
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費		人件費	支出計	
2月4日	事務所灯油代(智頭石油)	1,960円×90%									1,764			1,764	2-1
2月5日	自動車リース料(2月約定分)	45,350円×50% →上限20,000円		20,000										20,000	2-2
2月5日	1月分事務所電気料金(中国電力)	8,223円×90%									7,400			7,400	2-3
2月5日	1月分事務所電話代(NTT)	6,987円×90%										6,288		6,288	2-4
2月5日	1月分事務所フレッツ光(NTT)	2,585円×90%										2,326		2,326	2-5
2月5日	1月分事務所水道(智頭町)	2,090円×90%									1,881			1,881	2-6
2月5日	1月分事務所公共下水道代(智頭町)	3,850円×90%									3,465			3,465	2-7
2月7日	2月分携帯電話料金(NTT)	5,930円×50%										2,965		2,965	2-8
2月28日	2月定例議会一般質問案内ハガキ								6,300					6,300	2-10
2月28日	2月分補助職員賃金														2-11
2月28日	2月分議員事務所賃借料	45,000円×90%									40,500			40,500	2-12
2月計				20,000					6,300	55,010	11,579				

令和元年度

政務活動費出納簿

3月分

期日	摘要	算出方法等	収入	支							出		領収書等の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費		支出計
3月5日	11月・12月・1月・2月分ガソリン代(智頭石油)	68,047円×50%		34,023									34,023	3-1
3月5日	自動車リース料(3月約定分)	45,350円×50% →上限20,000円		20,000									20,000	3-2
3月6日	2月分事務所水道代(智頭町)	2,090円×90%								1,881			1,881	3-3
3月6日	2月分事務所公共下水道代(智頭町)	3,850円×90%								3,465			3,465	3-4
3月6日	2月分事務所電話代(NTT)	6,782円×90%									6,103		6,103	3-5
3月6日	2月分事務所電気料金(中国電力)	8,281円×90%								7,452			7,452	3-6
3月8日	3月分携帯電話料金(NTT)	6,284円×50%									3,142		3,142	3-7
3月10日	2月分新聞購読料(聖教新聞)							1,934					1,934	3-8
3月30日	3月分事務所電気料金(中国電力)	7,797円×90%								7,017			7,017	3-9
3月30日	3月分事務所電話代(NTT)	6,756円×90%									6,080		6,080	3-10
3月30日	3月分事務所フレッツ光(NTT)	2,585円×90%									2,326		2,326	3-11
3月30日	3月分事務所水道代(智頭町)	2,090円×90%								1,881			1,881	3-12
3月30日	3月分事務所公共下水道代(智頭町)	3,850円×90%								3,465			3,465	3-13
3月30日	3月分補助職員賃金													3-14
3月30日	事務所コピーチャージ料金(松本事務機)	22,888円×90%									20,599		20,599	3-15
3月31日	3月分議員事務所賃借料	45,000円×90%								40,500			40,500	3-16
4月5日	3月分新聞購読料(聖教新聞)							1,934					1,934	3-17
4月20日	新聞購読料(農業新聞) 平成31年4月～令和2年3月分							8,400					8,400	3-18
4月22日	3月分ガソリン代(智頭石油)	11,793円×50%		5,896									5,896	3-19
4月23日	事務所コピーチャージ料金(松本事務機)	3,976円×90%									3,578		3,578	3-20
4月28日	新聞購読料(日本海新聞) 4月～令和2年3月分(1年分)							27,120					27,120	3-21
3月31日	会派・議員連盟			28,047									28,047	3-22
3月計				87,966				39,388		65,661	41,828			

令和元年度 政務活動事務所状況報告書

議員名： 西川 憲雄

1 所在地・所有形態

所在地 八頭郡智頭町智頭1128-8

電話番号 0858-71-0913

FAX番号 0858-71-0914

設置形態 自宅敷地外 自宅敷地内別棟 自宅の一部を専用使用 自宅と兼用

所有形態 自己所有

(生計を一にする
親族名義含む。)

賃借

第三者所有 (賃貸借契約先 西川 夏樹)

関連会社 (会社名)

生計を一にしない親族

2 兼用の有無と按分の積算

他用途との兼用

<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 後援会事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 使用実態による按分・・・ <input type="checkbox"/> 使用時間割 (政務活動使用時間 h / 事務所使用時間 h) <input type="checkbox"/> 使用面積割 (政務活動使用面積 m ² / 事務所面積 m ²) <input type="checkbox"/> その他 (根拠：)	按分率 (A)	/	%					
		<input checked="" type="checkbox"/> 無し ... <table border="1"> <tr> <td>按分率 (C)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>9/10</td> </tr> </table>			按分率 (C)	<input checked="" type="checkbox"/>	9/10	<table border="1"> <tr> <td>按分率 (B)</td> <td> <input type="checkbox"/> 1/2 <input type="checkbox"/> 1/3 <input type="checkbox"/> 1/4 </td> </tr> </table>	
按分率 (C)	<input checked="" type="checkbox"/>	9/10							
按分率 (B)	<input type="checkbox"/> 1/2 <input type="checkbox"/> 1/3 <input type="checkbox"/> 1/4								

* 兼用の数による按分とする。

* 後援会や政党事務所を別に設置されている場合は、参考までにその所在地を記入ください。

後援会事務所住所 八頭郡智頭町市瀬403

政党事務所住所 八頭郡智頭町市瀬435-1

(記載上の注意)

- ・ 年度中途に設置状況や活動状況に変動がある場合は、その都度作成すること。
(選挙時は特に注意すること。)
- ・ 複数の事務所がある場合は、事務所ごとに作成すること。

費目ごとの按分率一覧

議員名: 西川 憲 雄

1 事務所費

按分率 =

9/10	90%
------	-----

 (政務活動事務所状況報告書のA・B・Cのいずれか)

- 事務所賃借料 電気代 水道代 その他(公共下水道代)
駐車場賃借料 ガス代 灯油代 その他()

2 事務費

(1) 固定電話・ファクシミリ(番号ごとに記載すること)

(以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付し、根拠とすること)

- ① 電話・ファクシミリ(番号 0858 - 71 - 0910)
- 自宅設置・・・1/2
 - 事務所設置・・・事務所費の按分率による
- ② 電話・ファクシミリ(番号 0858 - 71 - 0914)
- 自宅設置・・・1/2
 - 事務所設置・・・事務所費の按分率による
- ③ 電話・ファクシミリ(番号 - -)
- 自宅設置・・・1/2
 - 事務所設置・・・事務所費の按分率による
- ④ 電話・ファクシミリ(番号 - -)
- 自宅設置・・・1/2
 - 事務所設置・・・事務所費の按分率による

(2) ネット回線使用料、プロバイダ料

- ① (契約先 フレッツ光 (NTT))
- 接続環境が事務所以外の場合・・・1/2
 - 接続環境が事務所の場合・・・事務所費の按分率による
- ② (契約先)
- 接続環境が事務所以外の場合・・・1/2
 - 接続環境が事務所の場合・・・事務所費の按分率による

(3) 携帯電話(以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付し、根拠とすること)

- (番号 - -)
- 同一携帯電話を政務活動費以外(私用など)にも使う場合・・・1/2
 - 政務活動用携帯電話を別に持つ場合・・・9/10
- ※政務活動用以外の携帯電話の番号を以下に記載願います。
(番号 - -)

(4) 消耗品、備品等

- 自宅や外出先で使用する場合・・・1/2
- 事務所で使用する場合・・・事務所費の按分率による

3 広報費 (印刷物(はがきも含む)については、成果物を1部添付すること。)

(1) 広報紙印刷費・送料

- 政務活動以外(後援会活動など)に係る部分が含まれる場合・・・面積按分
- 政務活動のみの場合・・・10/10